

長沼町立長沼中学校いじめ防止基本方針（令和3年2月改定）

<はじめに>

子供は将来のまちづくりを担う町の大切な宝であり、子供が健やかに成長することは町民全ての願いです。長沼町は、町民憲章の中で「やさしい心で、互いに助け合い、あたたかい町にしましょう」とうたっており、人権を尊重し、互いに支え合い、地域の絆を深めることを目指しています。

深刻化するいじめ問題に対し、いじめ防止についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、いじめの防止のための施策を総合的に推進していくため、国や道、および長沼町の基本方針等に伴い、いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題で有り、「いじめはどんな場合であっても絶対に許されない」という考えのもと、本校のいじめ基本方針が策定されています。

1 いじめ防止等のための基本的な事項

(1) いじめの定義（町条例第2条第1号）

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含まれます）であって、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- ① 「一定の人間関係」とは、学校や町の内外を問わず、部活動、塾、スポーツ少年団など何らかの関わりを指します。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響だけでなく、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりやらされることを指します。

(2) いじめを理解するにあたっての留意点

- ① 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ② いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることなどを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ③ インターネットを通じたいじめなど、本人がそのことを知らずにいて、心身の苦痛にいたっていないケースについても、他のいじめと同様に適切に対処すること。
- ④ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害側としてだけでなく、加害側としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応すること。
- ⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

(3) いじめの解消

- ① いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・ いじめに係わる行為が相当の期間（3か月を目安とする。）継続して止んでいること。
 - ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ② いじめが解消していない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。
- ③ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害、加害生徒については、日常的に注意深く観察すること。

2 基本理念（町条例第3条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本として行わなければなりません。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒の理解を深めることを基本として行わなければなりません。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒のいのち及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければなりません。

3 学校及び学校教職員の責務

(1) 学校の責務（町条例第6条）

- ① 学校は、単にいじめをなくすという取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団作りを進めるとともに、家庭、地域、関係機関と密接に連携します。
- ② 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない環境をつくります。
- ③ 学校は、いじめの早期発見がいじめへの迅速な対応に不可欠であることを理解し、生徒のささいな変化・場面であっても早い段階から関わりを持ち、いじめを見過ごしたり軽視することなく、積極的にいじめの認知に努め、家庭や関係機関と連携して組織的に対応します。
- ④ 学校は、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況が可能となることから、「いじめ対策委員会」を設置します。

(2) 学校教職員の責務

- ① 教職員は、いじめの解決とは、加害生徒による、被害生徒に対する謝罪のみで終わるものでないことから、被害、加害生徒はもとより、他の生徒との関係の修復を図り、当事者や周りの生徒が好ましい集団活動を取り戻し、互いを尊重し、認め合う人間関係ができるよう指導します。
- ② 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係わる情報を記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。
- ③ 教職員は、「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通します。
- ④ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長することのないよう十分に留意します。
- ⑤ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けさせます。

4 いじめ防止等の対策の基本的な方向

- (1) いじめ防止等の対策をより実効的なものにするため、「いじめ対策委員会」を設置します。
 - ① 「いじめ対策委員会」は特別委員会の「生徒指導委員会」の構成員を基本とし、必要に応じて担任、副担任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
 - ② 週1回の「生徒指導委員会」を活用し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。
- (2) 本校の対策がより効率性の高いものとなるよう、適切に機能しているのかを随時点検し、上部機関の施策状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめの未然防止（町条例第12条ほか）

- ① 「特別な教科 道徳」を要とし、全教育活動において、いのちを尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育む、豊かな心と健やかな体を育成する道徳教育の充実を図ります。
- ② 「特別な教科 道徳」にピア・サポートを位置づけ、いじめを生まない土壌作りに努めます。
- ③ いじめ防止に向けて、生徒会活動等の自主的な規格及び運営による取組みの支援を行います。また、町教委主催「仲間づくり子供会議」に参加するなど、自校の取組を紹介し、いじめ防止活動の充実を図ります。
- ④ ネットパトロールの実施などにより、ネット上の問題となる情報を検索したり、情報モラル教室等を推進し、啓発活動を行います。

(2) いじめの早期発見及びいじめの早期解消（町条例第13条ほか）

- ① いじめを早期に発見するため、「保護者面談」（4月・12月）「いじめアンケート」（5月・10月）、「教育相談」（6月・10月）を実施するなどの必要な措置を講じます。
- ② SCやSSW等を適正に配置し、適応指導教室による教育相談を実施するなど、生徒や保護者に対して相談体制の整備を図ります。
- ③ 生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級、学校づくりを進めるため「ハイパーQ U検査」を年2回実施し、生徒理解および生徒集団の実態把握に努めます。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（町条例第29条）

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校の対応

- ① 重大事態と判断した場合、長沼町教育委員会を通じて町長へ速やかに報告します。
- ② 「長沼町いじめ防止専門委員会」による事実関係を明確にするための調査に協力する。

7 いじめ発生時の対応の流れ

